



ぐんぐん

第9号

出雲教育事務所通信
(学校教育スタッフ 平成 29 年 12 月発行)

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について

今年3月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」)が改定されるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省。以下「重大事態ガイドライン」)が策定されました。これを踏まえ、県としても「島根県いじめ防止基本方針」の改定作業を進めているところです。各学校におかれましても、学校の実情に応じた基本的な方針の見直しや、「重大事態ガイドライン」に沿った重大事態への対処等、必要な措置を講じていただく必要があります。そこで今回の「ぐんぐん」では、国の基本方針の改定における、学校が取り組むべきことについてポイントを紹介します。

いじめの定義について

いじめ防止対策推進法では「いじめ」は次のように定義されています。

いじめ防止対策推進法 第二条

この法律において「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を再確認していただくとともに、国の基本方針における、以下の改定点について各校で周知をお願いします。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
⇒これまでは「けんかは除くが、…」と記載されていましたが、けんかについても背景をきちんと調査していくことが必要となります。
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせたような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
⇒これらの場合であっても、法の定義のいじめに該当するため、学校いじめ対策組織への情報共有は必要です。決して個人で抱え込むことがないようにすることが大切です。

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

⇒特に変更はありません。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針を定める意義について次のような点が追加、改定されています。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底する。
⇒教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応につながります。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示す。
⇒児童生徒及び保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与え、いじめの加害行為の抑止につながります。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付ける。
⇒いじめの加害者への支援につながります。
- ・学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等全体に係る内容にする。
⇒いじめ防止の取組、早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などが考えられます。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付ける。
⇒達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善を図ることが大切です。
- ・学校いじめ防止基本方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針とする。
⇒学校の取組を円滑に進めていく上でも有効です。具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましいです。
- ・学校いじめ防止基本方針を、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。
⇒内容について、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明し、理解を得ることが大切です。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものです。

次に掲げる役割が挙げられます。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

・基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

・基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、基本方針の見直しを行う。

以上の役割に加え、学校いじめ対策組織がすべきこととして、次のような点も挙げられています。

・自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。

・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒に認識されるようにする。

そのために、定期的なアンケートを実施する際に、学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効ではないでしょうか。

また、学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要もあります。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

i) いじめの防止

全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止の取として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが重要です。

また、いじめの被害者を助けるためには、児童生徒の協力が必要となる場合があります。そのため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めなければなりません。

ii) 早期発見

学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要があります。児童生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであるということを踏まえ、学校は児童生徒からの相談に対しては、学校の教職員等が迅速に対応することを徹底しなければいけません。

iii) いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織対応につなげなければいけません。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することとなります。

【いじめ解消の要件について】

今回の改定により、いじめ「解消」の要件が明記されました。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月を目安として、行為が止んでいること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。面談等により確認すること。「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性は十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、注意深く見守っていく必要があります。

今回ご紹介した内容は、改定点のほんの一部です。また、この改定にあわせ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されました。重大事態については、児童生徒保護者からの申し立てがあった時点で報告、調査に当たる必要があります。改定された国の基本方針とともに、出雲教育事務所のホームページからダウンロードできるようになっておりますので、ぜひご一読ください。